

多子軽減届出書(利用料等)



届出先	横浜市	区長	届出日	年	月	日
-----	-----	----	-----	---	---	---

1. 届出者(給付認定保護者)

氏名	(フリガナ)	生年月日	年	月	日
	認定(変更)決定通知書に記載されている保護者名を記入してください。				
住所	〒横浜市 区	連絡先電話番号			

2. 第2子、第3子として利用料軽減・副食費免除※の適用を受けたい児童(※副食費免除は第3子以降)

児童の氏名	生年月日	利用施設・事業名 (申請中の場合は第一希望の園名を記入)
(フリガナ)	年 月 日	
(フリガナ)	年 月 日	
(フリガナ)	年 月 日	

上記の児童について、同一世帯に、下表の施設・事業に在籍するきょうだいがいる場合は、その施設に在籍していることを証明する書類(※)とともにこの届出書を提出してください。
※裏面の「在籍等証明書(利用施設に記載してもらってください)」
または「施設名や利用期間を証明できる書類(在園証明書や施設利用契約書等)のコピー」
区長が必要と認める場合は、本届出書及び在籍等証明書等の記載内容について関係機関に照会する場合があります。

【在籍証明が必要な施設・事業】

施設・事業の種類別		
幼稚園(私学助成園を利用中で利用届出書未出の場合) なお、プレ幼稚園は多子軽減対象外です	居宅訪問型児童発達支援	横浜保育室
横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	児童心理治療施設通所部	特別支援学校幼稚部
児童発達支援及び医療型児童発達支援	横浜市年度限定保育事業	企業主導型保育事業

<注意事項>

- (1) 認可保育所等を利用している児童は横浜市で在籍確認ができるため、この届出書や在園証明書の提出は不要です。
- (2) 多子軽減対象の児童が下記に該当する場合も、提出不要です。
 - 0～2歳児クラス…負担区分がA～D4階層、E0～5階層
 - 3～5歳児クラス…幼稚園、認定こども園(教育利用)の場合：市民税額 77,100 円以下
認定こども園(保育利用)、認可保育所の場合：市民税額 57,700 円以下(ひとり親世帯等は 77,100 円以下)
- (3) 在園証明書等に記載の児童がその施設等に在籍しなくなった場合には、速やかに区役所こども家庭支援課にご連絡ください。
- (4) 生計が同一であることを確認する書類など他の書類の提出が必要な場合があります。
- (5) きょうだい区分の変更については、原則としてご提出日の翌月からの適用となります。

在 籍 等 証 明 書

次の児童が ☐当園(校)に在籍 ☐当施設に通所 していることを証明します。

年 月 日

施設・事業名

代表者職・氏名

電話番号

住所

児童氏名		フリガナ	フリガナ
生年月日		年 月 日	年 月 日
保護者氏名			
住所			
契約 内容	※施設種別に ○ (下の表の番号)	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨
	利用期間	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
	利用頻度	日/週	日/週

※施設の種別

施 設 ・ 事 業 の 種 別		
① 幼稚園(私学助成園を利用中で利用届出書未出の場合) なお、プレ幼稚園は多子軽減対象外です	② 居宅訪問型児童発達支援	③ 横浜保育室
④ 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	⑤ 児童心理治療施設通所部	⑥ 特別支援学校幼稚部
⑦ 児童発達支援及び医療型児童発達支援	⑧ 横浜市年度限定保育事業	⑨ 企業主導型保育事業

この証明書は、上記児童と同じ世帯で認可保育所や地域型保育事業(小規模保育事業等)を利用する0～2歳児クラスの利用料の軽減および、幼稚園、認定こども園、認可保育所を利用する3～5歳児クラス(幼稚園、認定こども園(教育利用)は満3歳から)の副食費の免除(第3子)を受けるために必要な書類です。
証明書発行につきご協力をお願いします。

【多子軽減について】

施設・事業を利用する児童の就学前の兄または姉が、対象となる施設・事業を利用中の場合に、保護者からの届出に基づいて、認可保育所等を利用する0～2歳児クラスの利用料を軽減し、幼稚園・認定こども園及び認可保育所を利用する3～5歳児クラス(幼稚園、認定こども園(教育利用)は満3歳から)の副食費を免除(きょうだい区分第3子の場合)します。

証明書の記載内容について、区役所こども家庭支援課から照会する場合があります。